

指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、指宿市における魅力ある観光地づくりの財源の検討を行うため、指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 本市における魅力ある観光地づくりの財源確保に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間の有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によ

らず会議を行うことができる。

- (1) 審議において指宿市情報公開条例(平成 18 年指宿市条例第 12 号)第 7 条に規定する不開示情報を含む事項について審議する場合
- (2) 委員の発議により出席委員の 3 分の 2 以上の多数で公開が不適當と議決された場合

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。